

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が日本を出国する時は、脱退一時金を請求することが可能です。

同制度は再入国を妨げていないため、脱退一時金を受給した外国人が、のちに日本で再度就労することが可能となっています。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっております。永住資格を持つ外国人でも、脱退一時金の申請を妨げるようにはなっておりません。しかしながら脱退一時金を受給することにより、年金の受給資格がなくなるため、もし日本に在留を続け生活が困窮したときは、生活保護の支給対象となる可能性があります。このような無年金・低年金外国人が増加することになれば、外国人の生活保護世帯が増加することになり、将来的に地方の財政負担につながります。

一方、年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要です。日本人は公的年金を脱退することはできず、特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。脱退一時金を請求した方は、永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、次期年金制度の改正に向けて必要な検討を行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 6月26日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、出入国在留管理庁長官